

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

7月15日発行

vol.755

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



7/10 金

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

福島海上保安部と南相馬市等との 海難救助連携訓練

7月10日、北泉海岸で震災後初となる関係機関合同の「海難救助連携訓練」を実施しました。



 2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・福島海上保安部と南相馬市等との海難救助連携訓練 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 12
- 双葉町 ----- 15

●新潟県

- ・県外避難者の受入状況 ----- 11

●東京電力ホールディングス

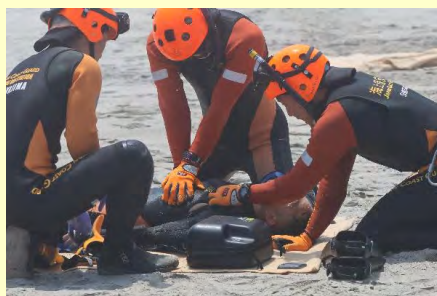
- ・中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の対応状況 ----- 16



7/10 金

福島海上保安部と南相馬市等との 海難救助連携訓練

7月10日、北泉海岸で震災後初となる関係機関合同の「海難救助連携訓練」を実施しました。
本格的なマリレジャーシーズンに向け、福島海上保安部や消防、ライフセーバーなどが参加し、サーファーの漂流事故を想定した救助体制の確認と強化を図りました。
北泉海水浴場は7月18日に海開きを迎えます。皆さまに安全に海水浴を楽しんでいただけるよう、万全の監視・救護体制を整えています。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

または YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/tKnP0CS1cJo>



今週の番組

番組内容 [7/10~7/17]

- 毎時 00分～ オープニング＆今週の番組
- 01分～ 南相馬市長定例記者会見
- 14分～ 南相馬市中学生海外研修報告会 シンガポール編part2
- 37分～ もうひとつの選択肢 ADR
- 41分～ 南相馬市からのお知らせ 熊対策の現状と市民の皆様へのお願い
- 45分～ 北泉海水浴場OPEN
- 47分～ 四季百景 ～南相馬 山紫水明の間から～
- 53分～ 南相馬市LINE公式アカウント 利用方法
- 58分～ #みんなの南相馬ポスト／7月休日当番医／YOUTUBE配信





南相馬市からのお知らせ

令和8年度 国民健康保険税の納め方

7月15日HP更新

令和8年度の国民健康保険税の納税通知書を**7月15日(水)に送付しました。**

納期限(口座振替日)は次のとおりですので、納期限までに納付いただきますようお願いいたします。

納期限(口座振替日)一覧

■ 納付書または口座振替の方(普通徴収)

【納期限】	第1期(7月)	令和8年 7月31日(金)
	第2期(8月)	令和8年 8月31日(月)
	第3期(9月)	令和8年 9月30日(水)
	第4期(10月)	令和8年11月 2日(月)
	第5期(11月)	令和8年11月30日(月)
	第6期(12月)	令和8年12月25日(金)
	第7期(1月)	令和9年 2月 1日(月)
	第8期(2月)	令和9年 3月 1日(月)

■ 国民健康保険税の特別徴収(年金からの徴収)

国民健康保険税の納税義務者(世帯主)が年金を受給されている場合、国民健康保険税の納付について、納税義務者が納付書により納付する方法(普通徴収)によらず、原則として年金の一部があらかじめ国民健康保険税として差し引きされてから支給される方法(特別徴収)で徴収を行います。以下の4つの条件すべてに該当する方が対象となります。

1. 世帯主が国民健康保険の被保険者である方
2. 世帯の国民健康保険加入者全員の年齢が、65歳から74歳までである方
3. 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である方
4. 介護保険料と国民健康保険税の合算額が、特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超えていない方

なお、これらの条件を満たさない方は、特別徴収の対象にはならず、普通徴収となります。

次ページへ続きます 

■ 公的年金からの特別徴収が始まる方

【納付期限】

普通徴収	第1期	令和8年 7月31日(金)
	第2期	令和8年 8月31日(月)
	第3期	令和8年 9月30日(水)
特別徴収	10月期	令和8年10月15日(木)
	12月期	令和8年12月15日(火)
	2月期	令和9年 2月15日(月)

納付場所

- 南相馬市役所、小高区役所、鹿島区役所の窓口
- 市の指定する金融機関
- 全国の主なコンビニエンスストア

詳しくはこちらをご覧ください。

▶ 市税の納付について

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/zeikin/5/3725.html>



国民健康保険税の減免制度について

詳しくはこちらをご覧ください。

▶ 東日本大震災で被害を受けた方の保険税の減免

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1140/11402/4/1221.html>



【問い合わせ先】

● 国民健康保険税に関すること

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226

FAX 0244-23-0311

E-mail zeimu@city.minamisoma.lg.jp

● 国民健康保険の資格に関すること

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

FAX 0244-24-3281

E-mail shimin@city.minamisoma.lg.jp

令和8年度南相馬市戦没者追悼式

7月10日HP更新

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するため、南相馬市戦没者追悼式を開催します。

とき

8月15日(土)
開式 午前11時55分(開場11時)

ところ

原町生涯学習センター
(サンライフ南相馬) 集会室
南相馬市原町区小川町322-1



内容

- 開式の辞
- 黙とう
- 市長式辞
- 追悼の辞
- 献花
- 閉式の辞

参列者

ご遺族のほか、一般の方もご参列いただけます。

その他

1. 全国戦没者追悼式の式典中に行われる黙とうと同時刻の正午に、犠牲となられた方々へ黙とうを捧げ、参列者全員で献花を行います。
2. 平服でお越しください。喪服である必要はありません。
3. 御供花、御供物などは辞退いたします。

問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5321

福島県政150周年記念フォトメッセージの募集について

7月14日HP更新

福島県では、令和8年8月21日に福島県政150周年を迎えることを記念し、「ふくしまのここがスキ～未来へ遺したいふくしま～」をテーマとして、フォトメッセージを募集しています。

自然・景観、歴史・文化、食、ものづくり、日々の暮らしなどの写真とともに、メッセージをお寄せください。

詳しくは、福島県政150周年記念特設サイトをご確認ください。



▶ 福島県政150周年記念特設サイト

<https://fukushima150th.jp/photo-message.html>



募集テーマ

「ふくしまのここがスキ～未来へ遺したいふくしま～」

募集内容

テーマに沿った写真とメッセージ

応募対象

福島県に想いを寄せていただいている方(県内外、個人・団体を問いません)

募集期限

12月28日(月)

応募方法

上記の福島県政150周年記念特設サイト内の応募フォームからご応募ください。

応募作品の紹介

応募いただいたフォトメッセージは、福島県政150周年記念特設サイトでご紹介します。

【問い合わせ先】

福島県 文化スポーツ局 文化振興課

TEL 024-521-8633

EVカーシェア料金がお安くなりました(2時間1,840円) また、指定充電スポットであれば充電も無料で利用可能です

7月13日HP更新

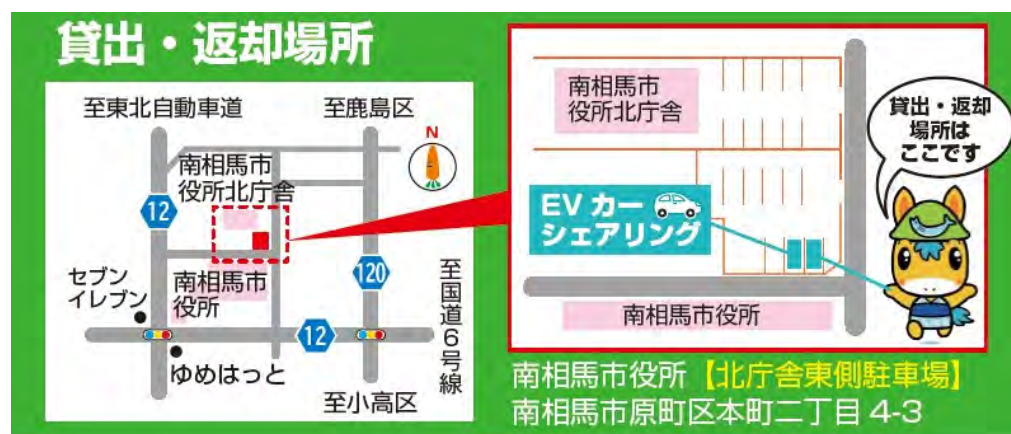
南相馬市では2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、その実行計画として「ゼロカーボン推進計画」を策定しました。

その具体的な取り組みの一つとして、ハイブリッド車に比べて温室効果ガス排出量が少ない電気自動車(EV)の普及促進を重点施策として位置付けています。

そのため、平日は市役所公用車としての利用、休日は地域住民や観光客などが利用可能とする、EVカーシェアリングサービス事業を実施しています。

休日の移動手段としてぜひご利用ください。

貸し出し・返却場所



利用可能時間

市役所閉庁日(土・日・祝日など)の午前6時～午後10時

注意 上記利用時間以外の深夜～早朝は、貸出・返却場所への入場ゲートが閉まっているため、車両の入出庫ができません。また、平日は市役所公用車として利用しているため、予約自体ができませんのでご注意ください。

配置車両

ニッサン リーフ 2台



次ページへ続きます

利用料金(税込み)

7月4日(土)からカーシェアの利用料金を下記のとおり変更しました。

時間	旧料金	新料金
15分単価 (令和8年新規)	-	230円
2時間	5,500円	1,840円
6時間	12,100円	4,900円
12時間	13,640円	5,500円
24時間	17,820円	6,700円
以後1日	990円/30分ごと	5,500円

※ 予約内容に応じて最適な金額が適用されます。

予約サイト

▶ 日産e-シェアモビ(カーシェア予約サイト)

https://e-sharemobi.nissan-rentacar.com/6LW97_YE/



利用方法

事前にカーシェア予約サイトで会員登録を済ませ、インターネット上で予約を行うことで利用ができます。

具体的な利用方法は下記のとおりです。

注意 予約ができない、予約情報が正しく更新されないなど、お困りの際は、e-シェアモビコールセンター(TEL 045-522-8623)にお問い合わせください。(24時間365日対応)
また、予約時間を超過し指定の返却時間に間に合わない場合は、必ず上記コールセンターに電話してください。
万が一当初予定より延長になった場合は、延長分の料金が追加で発生します。

(1) 会員登録

- インターネットの専用サイト(日産e-シェアモビ)で運転免許証、クレジットカードなどの必要情報を入力し、会員登録後に予約が可能となります。
- 専用サイトは事前登録が必要で、登録完了までに最大24時間程度必要になります。(通常は5分程度で登録が完了します。)

(2) 予約

(1)で登録した会員ページにログインし、車両の空き情報を確認した後、乗車日時と返却日時を入力して、予約してください。

次ページへ続きます 

(3) 出発

- ① (1)で登録した運転免許証を、予約した車両のリアウインドウに設置されたカードリーダーにかざすと、ドアが開錠され、車両に乗り込むことができます。
- ② 助手席側グローブボックス内のキーボックスに車両のリモコンキーが取り付けられていますので、キーボックスの白いボタンを押しながらキーを取り外してください。
- ③ 車両に充電ケーブルが接続されていますので、ケーブルのスイッチを押しながら充電ケーブルを車両から引き抜き、ケーブルを充電スタンドに戻してください。
- ④ 出発前に車両前においてあるスタンドサインをいったん邪魔にならない場所へ動かし、車両を駐車場所から出した後、スタンドサインを元の場所へ戻してください。

注意 スタンドサインを戻し忘れると、他の車両が駐車してしまい、返却時にもとの駐車スペースへ戻せない恐れがあります。

(4) 充電

- カーシェアを利用中、メーターに表示されている航続可能距離が短くなってきたら、充電を行ってください。高速道路の休憩施設や、道の駅などにある、電気自動車用の充電設備が利用できます。
- 充電設備を利用する際は、車内にある専用の充電カードをご利用ください。助手席側グローブボックス内、車検証ブックの中にあります。
- 日本全国に普及したeMP (e-Mobility Power) 充電スポットでこちらの充電カードを使用すると無料で充電が行えます。充電カードが使えるeMP充電スポットは、下記サイトにてご確認ください。

▶ e-Mobility Power

<https://www.e-mobipower.co.jp/>



■ 車検証ブック、充電カード



次ページへ続きます

(5) 返却

- ① **出発前と同じ場所に駐車します。**場所を間違えないようご注意ください。
- ② 停車後、助手席側グローブボックス内のキーボックスにキーを挿入してください。
- ③ 忘れ物がないか確認して車外へ出ます。**(特に貴重品や、個人のETCカードの置き忘れにご注意ください。)**その際、利用時に発生した車内ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ④ 充電ケーブルを車両に取り付け、充電状態になっていることを確認してください。
- ⑤ カードリーダーに(1)で登録した運転免許証をかざすと、ドアが施錠され、返却が完了となります。

注意 ドアが施錠されるまでは車両返却扱いとならず利用料金が発生し続けますので、必ずドアの施錠まで忘れずに行ってください。

(6) 精算

利用料金は月末締めでまとめてから請求となります。お支払いは、事前に登録したクレジットカードからの決済となります。

問い合わせ先

【サービスに関する問い合わせ】

e-シェアモビ事務局

TEL 045-277-5528 (平日 午前9時～午後5時)

【利用中のトラブルに関する問い合わせ】

e-シェアモビコールセンター

TEL 045-522-8623 (24時間年中無休)

問い合わせ

市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

TEL 0244-24-5248

避難指示区域別居住状況(令和8年6月30日現在)

7月10日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、令和8年6月30日現在で4,280人となり、同区域内の住民登録人口(6,364人)に占める居住率は67.3パーセントになりました。

▶ 旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(令和8年6月30日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/8/kyojyujinnkousui_080630.pdf



▶ 避難指示区域別の世帯数と人口(令和8年6月30日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/8/kyojyujinnkou_080630.pdf



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課

TEL 0244-24-5223



県外避難者の受入状況

■市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	686	燕市	46	聖籠町	-
長岡市	161	糸魚川市	3	弥彦村	7
三条市	48	妙高市	5	田上町	-
柏崎市	390	五泉市	16	阿賀町	-
新発田市	120	上越市	22	出雲崎町	-
小千谷市	7	阿賀野市	29	湯沢町	8
加茂市	9	佐渡市	21	津南町	-
十日町市	11	魚沼市	2	刈羽村	17
見附市	14	南魚沼市	-	関川村	-
村上市	29	胎内市	26	粟島浦村	-
合 計		1,677			

(前月 1,681)

令和8年6月30日現在

区 分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	0
2 借上げ仮設住宅	0
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	1,677
1+2+3(市町村把握分)	1,677
4 病院	0
5 社会福祉施設	2
合 計	1,679

(前月 1,683)

問い合わせ

防災局 防災企画課 防災事業係

TEL 025-282-1606



浪江町からのお知らせ

町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

7月10日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談に応じます。
各出張所にて開催しておりますので、お気軽にご参加ください。

開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

月	福島出張所	いわき出張所	二本松出張所
7月	1日(水) 終了	21日(火)	14日(火) 終了
8月	5日(水)	12日(水) 25日(火)	18日(火)

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
- ※ 対応する弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。
代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介することとなります。

各出張所の住所および電話番号

	住所	電話番号
福島出張所	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451
いわき出張所	〒970-8025 いわき市平南白土一丁目5-12	0246-24-0020
二本松出張所	〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123

問い合わせ

介護福祉課 福祉係

TEL 0240-34-0238

津島地区の復興状況

7月10日HP更新

平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町内全域に避難指示が出されました。

浪江町内は、平成25年4月に空間放射線量が低い順に、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が指定され、津島地区は全域で帰還困難に指定され避難指示が継続していましたが、平成29年12月に一部が特定復興再生拠点区域に設定され、国による除染、インフラ復旧を進め、令和5年3月31日に避難指示が解除されました。

また、令和5年6月には福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設され、「特定帰還居住区域復興再生計画」を国に申請し、令和6年1月に計画の認定を受けました。本計画に基づき、令和6年度より除染とインフラ整備を進め、早期避難指示解除を目指します。



▶ 津島地区の復興状況[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/25223.pdf>

問い合わせ

津島支所

TEL 0240-36-2111

浪江町公式「なみえチャンネル」から YouTube

建築家・隈研吾さんと町の伝統的工芸品「大堀相馬焼」がコラボ

7月9日公開

浪江町が進めている浪江駅周辺整備事業の設計でご協力いただいている建築家・隈研吾さんが、330年以上の歴史を有する浪江町の伝統的工芸品「大堀相馬焼」をデザインしました。

▶ <https://youtu.be/oX0VRO9Ls7I>

浪江町民の避難・居住状況(令和8年6月30日現在)

この避難状況は、震災以降の転出者および出生者などを含む、浪江町として支援対象者となる人口の避難情報を表しています。

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人 数	前月比	都道府県	人 数	前月比
北海道	55		京都府	30	
青森県	40		大阪府	69	
岩手県	32		兵庫県	23	
宮城県	890	+3	奈良県	6	+1
秋田県	33	▲1	和歌山県	-	
山形県	105		鳥取県	1	
茨城県	911		島根県	5	
栃木県	440	+2	岡山県	22	
群馬県	125	▲2	広島県	9	+1
埼玉県	638	+1	山口県	1	
千葉県	547	+2	徳島県	1	
東京都	837		香川県	4	
神奈川県	411	+1	愛媛県	7	+1
新潟県	260	▲1	高知県	4	
富山県	15		福岡県	20	
石川県	18	▲1	佐賀県	4	
福井県	7	+1	長崎県	12	
山梨県	34		熊本県	6	
長野県	52		大分県	5	
岐阜県	17		宮崎県	12	
静岡県	64		鹿児島県	9	
愛知県	36	▲1	沖縄県	21	
三重県	7		国外	11	
滋賀県	8		合計	5,864	+7

【福島県内市町村別】

市町村	人 数	前月比	市町村	人 数	前月比
福島市	2,022	▲9	猪苗代町	16	
会津若松市	157	▲1	会津坂下町	19	▲1
郡山市	1,489	▲8	会津美里町	9	
いわき市	2,797	▲7	西郷村	92	
白河市	229		泉崎村	6	
須賀川市	153		中島村	2	
喜多方市	15		矢吹町	36	
相馬市	374	+2	棚倉町	6	+1
二本松市	815	+1	塙町	1	
田村市	61		石川町	6	
南相馬市	1,703	▲7	古殿町	1	
伊達市	101		三春町	57	
本宮市	419	▲1	小野町	13	
桑折町	105		広野町	35	
国見町	23		檜葉町	26	+1
川俣町	45		富岡町	38	
大玉村	162		川内村	9	
鏡石町	5		大熊町	14	
天栄村	1		双葉町	1	
只見町	1		浪江町	1,514	
南会津町	6		葛尾村	6	
北塩原村	2		新地町	78	
西会津町	3		飯舘村	2	
磐梯町	3		県内	1	
			合計	12,679	▲29
			総数	18,543	▲22

問い合わせ

住民課 住民係

TEL 0240-34-0230



双葉町からのお知らせ

双葉町放射線量等検証委員会検証結果報告書の提出について

7月15日HP更新

双葉町放射線量等検証委員会は、令和5年9月に双葉町特定帰還居住区域復興再生計画を認定されて以降、委員会を5度開催し、特定帰還居住区域の現地視察や事務局などの説明を踏まえ、特定帰還居住区域の一部における放射線量の低減状況などについて検証を行いました。

令和8年7月6日、検証結果を総括的に取りまとめた「双葉町放射線量等検証委員会検証結果報告書」を、同委員会の田中委員長から伊澤町長へ提出いただきました。

▶ 双葉町放射線量等検証委員会検証結果報告書 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17654/R80715.pdf>



問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

双葉町公式YouTubeチャンネルから YouTube

広報ふたばダイジェスト 2026年7月号

- 1:35 騎馬武者凱旋 ～相馬野馬追～
- 2:34 新しい商工会館 開所
- 3:10 帰還困難区域を抱える町村協議会が要望活動
- 4:44 行政報告
- 5:19 【特集】駅西地区に「介護・福祉拠点」整備へ
- 6:57 情報ピックアップ
- 9:53 町民皆さんの情報・活動
- 11:53 双葉の風だより

▶ <https://youtu.be/cvJhVHe5hT4>



中間指針第五次追補等を踏まえた 追加賠償の対応状況

7月8日

東京電力ホールディングス株式会社
福島原子力補償相談室

<追加賠償の対象者:約148万人>

①追加賠償のご請求書発送・ウェブ請求受付状況 6月30日現在
()内は6月3日現在

	累計	
ご請求書発送・ウェブ請求受付	約142万人 ※1	(約142万人)
(内訳) ご請求書発送受付	約122万人	(約122万人)
ウェブ請求受付	約20万人	(約20万人)

※1: 四捨五入により内訳の合計と一致しない場合があります。

②追加賠償のご請求・お支払い実績 6月30日現在 ()内は6月3日現在

	累計	
ご請求受付人数	約138万人	(約137万人) ※2
お支払い完了人数※3	約137万人	(約137万人)

※2: ウェブ請求の方を含む。

※3: お支払い予定の方を含む。

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2026.7.15現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	2	4
合 計	21	48

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5523(直通)